

＊部費は、1月～12月までの12ヶ月とする。原則として年度
始め(2月)の納入とするが分割払いでも可能とする。

＊途中入部者の部費は、入部月からとする。

＊納入した部費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

＊部費以外に必要な場合は、保護者の了承の上徴収する。

＊入部又は、退部する場合は、保護者が本人同伴の上申し込む。

＊やむをえず長期に試合又は練習に参加出来ない場合は、保護者
及び本人の申し入れにより、監督・コーチ承認の上休部とする。
(部費は半額)

＊部員は、在部中に大井西地区連盟に加入している他のチームへ
の入部は認めない。

＊部員は、部で定めたユニホーム、又は練習着にふさわしいもの
(トレーニングウェア等)を着用する。

＊危険防止のためヘルメットを使用する。

＊部員は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。(部費にて負担)

＊スポーツ傷害保険以外の治療費(入院・退院・その他)は全て
保護者の負担とする。

＊野球部は、シーズン終了後成績優秀と認めたもの、又は部に功
績のあった者を表彰する。

＊次の各項に該当するものは、監督・コーチの協議により戒告・
出場停止・退部処分にする。

(一) 部の規約に違反した場合。

(二) 部の名誉を著しく傷つけた場合。

(三) 監督・コーチの指導に従わなかった場合。

＊部員に、上項の処分を加える場合は保護者と話し合いの上処分
する。

＊この規約は、役員承認の上発行する。

＊この部は、西大井一・二丁目・出石町会賛同の基に活動する。

－ 以 上 －